

## 亀山市規則第38号

亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設予約システム インターネットを利用する方法により、対象施設の空き情報検索照会、予約及び予約内容の確認を行うシステムをいう。
- (2) 対象施設 亀山市運動施設等条例(平成17年亀山市条例第76号)第2条に規定する施設、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例(平成17年亀山市条例第77号)第2条に規定する施設及び亀山市関B&G海洋センター条例(平成17年亀山市条例第78号)第2項に規定する施設のうち、別表に掲げる施設をいう。
- (3) 利用者 施設予約システムを利用して、対象施設に係る空き情報の検索照会並びに利用の予約及び当該予約内容の確認(第9条第1項において「空き情報の検索照会等」という。)を行う者をいう。
- (4) 登録者 利用者のうち、対象施設の利用の予約を行うことができる者として利用者登録を受けた者をいう。

- ( 5 ) 利用者登録 施設予約システムにより対象施設の予約を行う者であることを識別できる情報（利用者登録番号、暗証番号等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式で作られた記録をいう。）をいう。）を利用者登録台帳に登録することをいう。
- ( 6 ) 利用者登録番号 利用者登録の際に、当該登録者を識別するために付された番号をいう。
- ( 7 ) 利用予約 登録者が対象施設の利用の予約を行うことをいう。  
（利用者登録の申請）

第3条 施設予約システムにより対象施設の利用の予約を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、亀山市公共施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号）により、あらかじめ対象施設に係る亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）第4条の規定に基づき指定された者（以下「指定管理者」という。）に申請し、利用者登録を受けなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際に本人であることを証する書類として次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- ( 1 ) 運転免許証
- ( 2 ) 旅券
- ( 3 ) 健康保険証
- ( 4 ) 学生証
- ( 5 ) その他前4号に類するものとして市長が認める書類

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに利用者登録を行うとともに、登録者に利用者登録番号を記載した亀山市公共施設予約システム利用者登録済証（様式第2号。以下「登録済証」という。）を交付する。

（利用者登録の資格）

第4条 前条第1項の利用者登録の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 満16歳以上の個人

(2) 3人以上で構成する団体の代表者（代表者が複数である場合は、それらの者のうちの満16歳以上の者1人に限る。）

（利用者登録の有効期限）

第5条 利用者登録の有効期限は、利用者登録番号の交付の日から2年を経過する日までとする。

（利用者登録の更新）

第6条 前条の有効期限満了後も引き続き施設予約システムを利用しようとする登録者は、当該有効期限満了前に利用者登録の更新を受けなければならない。

2 第3条の規定は、利用者登録の更新の申請について準用する。

（利用者登録の廃止等の届出）

第7条 登録者は、その利用者登録を廃止しようとするとき又は登録事項（メールアドレス及びパスワードを除く。）に変更があったときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（登録済証の紛失）

第8条 登録者は、登録済証を紛失若しくは破損し、又は盗難に遭ったときは、速やかにその旨を指定管理者に報告しなければならない。

（禁止行為）

第9条 利用者は、施設予約システムを空き情報の検索照会等以外の目的で利用してはならない。

2 利用者は、施設予約システムに、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をしてはならない。

3 利用者は、施設予約システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。

4 登録者は、利用者登録番号を第三者に利用させ、又は譲渡してはならない。

(利用者登録の抹消)

第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、登録者の利用者登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき。

(2) 前条第4項の規定に違反したとき。

(3) 対象施設の設置及び管理に関する条例等の規定に違反したとき。

(4) 第7条の規定による登録事項の変更に係る届出をしなかったとき。

(5) その他利用者登録を抹消すべき事由があると指定管理者が認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用者登録の抹消をしたときは、可能な限りにおいて、当該抹消をされた者にその旨を連絡するものとする。

(利用予約)

第11条 利用予約は、当該対象施設の利用予定日の3月前の日(活動の本拠が市外にある団体にとっては利用予定日の1月前の日)から当該利用予定日の14日前までにすることができる。

2 前項の利用予約の受付時間は、午前10時から翌日の午前0時までとする。

3 指定管理者は、必要に応じ利用予約の件数を制限することができる。

(利用予約の失効)

第12条 利用予約の日から14日以内(利用予約の日から利用予定日の3日前までの期間が14日以内であるときは、利用予定日の3日前まで)に、当該対象施設の利用の許可申請が行われない場合は、当該利用予約は失効する。

(その他)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表

西野公園体育館（競技場に限る。）
西野公園体育館（会議室に限る。）
西野公園野球場
西野公園運動広場
西野公園庭球場
亀山公園庭球場
東野公園体育館（競技場に限る。）
東野公園体育館（会議室に限る。）
東野公園ソフトボール場
東野公園運動広場
東野公園ゲートボール場
観音山テニスコート
亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド
亀山市関 B & G 海洋センター（体育館に限る。）
亀山市関 B & G 海洋センター（トレーニングルームに限る。）

様式第1号（第3条関係）

## 亀山市公共施設予約システム利用者登録申請書

年 月 日

指定管理者 様

公共施設予約システムの利用者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	新規 ・ 更新		
利用区分	個人・団体（団体名： ）		
活動拠点 団体の場合のみ	市内 ・ 市外	団体人数 団体の場合のみ	名
（フリガナ）			
氏名	印		
住所			
電話番号		生年月日	

メールアドレス																				

数字の0（ゼロ）や英語のO（オー）など、形が似ている文字や、記号（-^/\_）は、はっきりと記入してください。

パスワード																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

パスワードは、4桁～15桁の英数字で記入してください。

利用者登録番号	
---------	--

利用者登録番号は、すでに利用者登録されている場合に記入してください。

様式第2号（第3条関係）

亀山市公共施設予約システム利用者登録済証

年 月 日

様

指定管理者

次のとおり公共施設予約システムの利用者登録が完了しました。

利用者登録番号	
---------	--

施設予約システムで利用予約を行う際に、利用者登録番号が必要ですので、この登録済証は、大切に保管してください。

利用者登録の有効期限は、利用者登録番号の交付の日から2年間です。引き続き施設予約システムを利用するには、更新の申請を行う必要があります。利用者登録を廃止しようとするとき又は登録事項（メールアドレス及びパスワードを除く。）に変更があったときは、指定管理者に届け出てください。